

データ活用人材育成研修用端末等導入業務委託に係る
入札説明書

令和5年9月

山 梨 県

目次

- 1 一般競争入札に付する事項
- 2 入札参加資格
- 3 入札説明書等の交付
- 4 入札説明会
- 5 入札参加資格の確認
- 6 入札参加資格審査結果の通知
- 7 質問及び回答
- 8 入札手続き等に関する事項
- 9 無効の入札書
- 10 落札者の決定
- 11 入札保証金及び契約保証金
- 12 契約等に関する事項
- 13 その他

[添付資料]

- 【様式第1号】入札参加資格確認申請書
 - 【様式第2号】誓約書
 - 【様式第3号】役員名簿
 - 【様式第4号】納入を予定する機器等一覧
 - 【様式第5号】質問票
 - 【様式第6号】入札書
 - 【様式第7号】委任状
 - 【様式第8号】入札辞退届
 - 【様式第9号】外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書
- 契約書（案）
調達仕様書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）のほか、山梨県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称

データ活用人材育成研修用端末等導入業務委託

（2）内容

別紙仕様書のとおり

（3）契約期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

2 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

（1）参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者

を除く。) でないこと。

- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

(郵便番号) 400-8501
(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当
(電話番号) (055) 223-1395

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付期間

公告日の翌日から令和5年10月2日（月）まで

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階
(機関名) 山梨県知事政策局 DX推進グループ
(電話番号) (055) 223-1720

(3) 事前連絡

入札説明書等の交付を希望する者は、事前に（2）の場所へ連絡すること。

4 入札説明会

本件調達では、入札説明会を実施しない。

5 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、様式第1号の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。なお、提出された申請書類は返却しない。

(1) 申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。

(2) 申請書を持参で提出する場合の提出期間及び提出場所は次のとおりとする。

(提出期間) 公告日の翌日から令和5年10月5日（木）まで

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(郵便番号) 400-8501
(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階
(機関名) 山梨県知事政策局 DX推進グループ
(電話番号) (055) 223-1720

(3) 申請書を郵送で提出する場合は、以下の受領期限までに5(2)の場所に送付すること。

(受領期限) 令和5年10月5日(木) 午後5時必着

※ 郵送により提出する旨を3(2)の場所に事前に電話連絡すること。

(4) 申請書に次の書類を添付すること。なお、提出された申請書類は返却しない。

ア 2(3)を証した書類の写し

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成14年山梨県告示第64号)の二により申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。ただし、開札日時までに資格が得られない場合には、入札参加資格がないものとする。

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 役員名簿(様式第3号)

※ 2(3)の資格の有無にかかわらず、役員名簿が未提出の場合提出すること。

エ 納入を予定する機器等一覧(様式第4号)

オ 会社概要パンフレット

※ 会社の事業内容等概要及び入札参加資格審査結果の通知の郵送先(住所)が記載されているものであること。

6 入札参加資格審査結果の通知

(1) 入札参加資格確認の結果通知は郵送により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年10月16日(月)午後3時までに山梨県知事宛の書面(様式自由)を5(2)に示す提出場所に持参すること。理由は書面により回答する。

7 質問及び回答

(1) 受付期間

入札公告の日の翌日から令和5年10月2日(月)正午まで

(2) 質問方法及び質問送付先

様式第5号を用い、電子メールによるものとする。次の送付先へメールを送信後、電話にて本県側の受信を確認すること。なお、質問は日本語で作成すること。

(送付先) 山梨県知事政策局 DX推進グループ

(電子メール) dx@pref.yamanashi.lg.jp

(電話番号) (055) 223-1720

(3) 質問に対する回答

質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、入札説明書の交付を受けた者全員に対して電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和5年10月3日(火)正午とする。

8 入札手続き等に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、本説明書を熟覧のうえ入札しなければならない。入札後、本説明書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

(日時) 令和5年10月13日(金)午後2時00分

(場所) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁北別館4階マルチメディアルーム

(3) 入札書を郵送により提出する場合

入札書(様式第6号)は直接提出もしくは以下に従って郵送により提出すること。

ア 提出期限

令和5年10月12日(木) 午後5時必着

イ 提出先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階

山梨県知事政策局 DX推進グループ

ウ 提出方法

書留親展によること。二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「令和5年10月13日開札 データ活用人材育成研修用端末等導入業務委託に係る入札書」と朱書きし、外封筒の封皮には「令和5年10月13日開札 入札書在中」と朱書きすること。

(4) 入札者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札金額(入札金額の最上位の位の左側の欄には「¥」マークを記入するこ

と。)

イ 入札回数

ウ 入札年月日

エ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印。（外国人の場合は署名を含む。以下同じ。）ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。

オ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(6) 入札者又はその代理人の入札金額は、1（3）契約期間における委託料の総額とする。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百拾分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。

(10) 開札には、入札者又はその代理人が出席しなければならない。ただし、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）が認めた場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(11) 入札場には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び（10）の立ち会い職員以外の者は入場することができない。

(12) 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(13) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示するとともに、代理人においては、委任状（様式第7号）を提出しなければならない。

- (14) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (15) 入札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (16) 入札者又はその代理人は、当該入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (17) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合（出席していない入札者又はその代理人が再度入札を辞退した場合を含む。）にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (18) 入札の回数は2回を限度とし、落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することとする。

9 無効の入札書

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 業務名、入札金額のない入札書
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。）
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書なお、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認された場合を除く。
- (5) 業務名の表示に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 当該入札に対する同一人の2つ以上の入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書
- (12) 開札時に、入札参加資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入

札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき

(13) 山梨県財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札書

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席していない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、すみやかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、山梨県財務規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日に納付すること。ただし、山梨県財務規則第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。免除を希望する場合は、その旨の書面をすみやかに提出すること。

12 契約等に関する事項

- (1) 契約書の作成手順

ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から7日以内に契約書の取りかわしをするものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県知事が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

ウ イの場合において山梨県知事が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本

国通貨に限る。

オ 山梨県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

カ 山梨県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合、契約手続の中断、停止等を行う場合がある。

(2) 契約条項

別添「データ活用人材育成研修用端末等導入業務委託契約書（案）」のとおり。

1.3 その他

(1) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札書が無効となったものは、当該入札に再度参加することはできない。

(3) 入札書の宛名は、山梨県知事とすること。

(4) 提出された書類などは、一切返却しない。

(5) 入札参加の辞退

「一般競争入札参加資格確認申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式第8号）を提出すること。

(6) 落札者が契約締結までの間に「2 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 落札者は、契約締結の際、外部委託先調査シート 兼 情報セキュリティ対策実施状況報告書（様式第9号）を提出すること。